

御由緒明細書

藤井教正編

(1) 御由書明細書（原漢文）

一、飯高檀林の儀は権現様全くのお取り立て一宗門檀林の
權与故、御代がわりの節は独礼席にて御礼申し上げ候。
其の刻 時服二つ 柳の間において拝領仕り候。権現様
駿府において他界の節駿府まで罷り越し納経拝礼相い
勤め、それより御代々様方御法事の刻上野、増上寺の両
所において納経拝礼相い勤め申し上げ候。

一、権現様天正年中小田原御出陣の節、身延久遠寺住持慈
雲院日新御帰衣につき、御利運の御祈禱仰せつけられ
候。これにより身延山七面明神の神前において 一山大
衆昼夜一七日の間御祈禱申し上げ、則御祈禱の卷数かつ
又御馬沓一千足相添え、小田原御陣場へ 日新持参仕り

献上候。其の後 御利運遊ばしなされ、関八州を得 御
領地の刻 権現様より御上意 日新この度の丹誠浅から
ず 願望の儀これあり候はゞ申し上ぐべしとの御事、こ
れにより日新申し上げ候は 法華宗勤学の檀林これなく
候。一宗の僧侶 叢山、三井寺其の外それぞれの寺にて
勤学致し候。此の度の御褒美として 檀林地拝領仕り度
き段申し上げ候ところ、速に御承知遊ばしなされ候。下
総の国飯高は、元来平山刑部大輔城地の跡に御座候。此
の村の名を直ちに寺号御附け遊ばしなされ、三拾石の御
判物頂戴仕り候故、飯高寺と申す寺号相名乗り候。これ
により 法華一宗門関東根本の檀林と呼び來り候。
かくの如くに御座候故 これより御当家御開祖以来
御代々様すべて御高恩を蒙り候飯高寺に御座候。年始め

など相勤め候刻も、拾帖一本獻上仕り、もつとも寺格独
礼席にて御礼申し上げ奉り候。養珠院様法華宗門 御帰
依故、權現様御帰依厚く入らせられ候。養珠院様宗門御
帰依につき、飯高寺大講堂其の外 妙見二社 七面一社
都合三社 御建立下しなされ且又熊野杉まで御取寄せ
飯高寺へ植えなされ、當時至極の大木に罷り成り候程の
厚き義どもに御座候。時の能化円是院日耀 寿量院日祐
兩代の事に御座候。養珠院様より飯高寺大講堂ならびに
鎮守堂ここに御造立の思召は 御当家紀州様 水戸様
御武運長久御子孫御繁栄の御事、毎月大講堂において満
山大衆相集い御祈禱怠慢なく相勤め候。權現様御利物の
御表業怠慢あるべからずとの御墨附 至つて厚き思召
故 日を追つて檀林繁昌仕り候。

前書申し上げ候通り 関東における宗門の檀林地これ

なきところ 権現様より飯高檀林御取り立て下しなされ

候。これにより 宗門根本檀林と唱え来り候。

一、元禄八亥年 黄門源義公様 飯高寺へ成らせられ候

て、能化ならびに上座へ 檀林の法式など御問い合わせこ

れあり候。其の上三昧堂檀林補助の義 御頼み御座候。

一、元禄十一年寅春 黄門源義公様 飯高寺へ御入り遊ば

しなされ、其の時能化日解、上座三老顕雅 御氣嫌窺い

に罷りいで、檀林よりから蕎麦一斗五升 桐箱足つき台

にて献上仕り候。飯高檀处境門に額これ無き事。上様御

一、元禄十二卯春

菩提如雪円覺如霜

高履苦提円覚霜

妙心不動粘泥絮

詩板日吳天日明及爾出王

金石惟堅方外友

夏夷等仰法中王

昨欣得來相覩

今恨忽々遽出王

老僧肝胆結冰霜

風月遺懷泉石鄉

爐談茗話 得半日之間 上人即席走筆 賦七言律 予

於是汚韻礎 以似焉二首

代々尊牌殿号 これ無き事。右兩様悉く御称歎遊ばされ

候。能化日解、上座三老顕雅満山総代として、潮来まで
黄門様へ御礼に参上候。其の節水戸路に並木ならびに杭
木仰せつけられ候。能化日解顕雅 潮来まで参上の節
種々御馳走、其の上御国元の所化慈教 帰檀の節 能化
ならびに顯雅上座へ、御音物これあり候故其の御礼に義
光中座を代僧に差し上げ候。

黄門義公様の御詩、御文草等五通左に少々書す。

飯高講主 大中孝上人 還枉駕西山茅屋 倒履迎之

梅樹自茲資始処

法華馨德發春陽

勢作敲推誇韓賈 交將金石打興桑

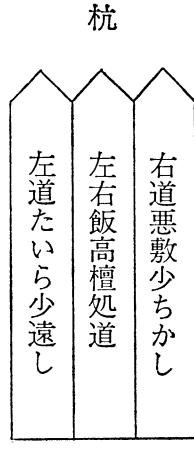
高履苦提圓覺霜

行脚奚求投宿桑

脫離榮辱利名鄉

水戸黄門様御意にて下總国佐原より飯高檀林まで並木松
桜植えられ、大角村杭木立ての写

山の御廟へ御送葬。御法事山寺久昌寺へ仰せつけられ、
其の翌年正月十五日より二十四日まで、千部御法事、二
十五日談義、其の時飯高能化日孝 納経諷経、満山総代
は玄妙中座。



依水戸黄門様御意立之
井熊権之憲

一、元禄十三年庚辰霜月二日

宝永六年丑十月十二日、水戸中納言源肅公様御嫡子に
て、水戸中将源恭伯公様御逝去につき、先年源義公様御
逝去の時、納経諷経の例にて、能化日柳名代玄諦中座

満山総代高通二の側、右兩人霜月七日発足江戸にて納経
など用意、水戸城下千波本法寺まで到り、翌十六日山寺
久昌寺まで到着翌十七日、五七日御忌日に当らせられ、
納経拌礼、其の夜は会所に一宿、御馳走人は余語周仙と
申す御医師、御使番中野六左衛門殿、兩人御馳走頂戴仕
り、翌日寺社御月番小幡覚之丞殿より御使者玄諦之白銀
一枚高通へ金三疋頂戴仕り罷り帰り候。

享保三年戊九月十日、水戸中納言源肅公様御逝去、先
年源義公様ならびに恭伯公様御逝去の例にまかせ、諷経
納経代僧をもつてこれを勤む。時の能化日静、名代受三
中座満山総代湛応二の側、この兩人九月十日出立、御上
屋敷少将様へ御悔み申し上げ、御取次寺社御奉行手代神
谷殿右衛門と申す御方同十九日、御遺駕御発駕、水戸瑞
滝山へ御入同二十九日山寺久昌寺において 拝札納経相
勤め候。久昌寺における御馳走頂戴 いかがな事に御座
候哉。この時の格式 以前と相違仕り候。本山方の格式

一、故中納言從三位源義公尊靈
元禄十三庚辰十二月六日 御逝去、同十二日夜、瑞滝

同様、寺社御奉行小野兵衛門と申す御方の御取次なり。

十月二日兩人罷り帰り候。享保十五年庚戌年 水戸中納

言源成公様御逝去につき、檀林総代として顯寿中座をもつて納経拝礼相勤め候。御目録金三百疋頂戴仕り罷り帰り候。

明和三年丙戌年三月 水戸宰相源良公様御逝去につき

檀林総代として 義達中座をもつて 納経拝礼相勤め、

御目録金二百疋頂戴仕り候。

寛政十一未年十二月六日 源義公尊儀一百回御忌につ

き 能化名代泰良中座 檀林総代宣朗二の側 右兩人十

二月朔日江戸表より出立、同四日着、先儀にまかせて納
経拝礼これを勤む。御目録総代の両僧へ御目録金三百
疋、同二百疋頂戴仕り、帰国の節御馳走として 御領分
のうち、人馬など御差出し下し置かれ、有難き御義に存
じ奉り候。

女性恵性院妙達日修

一、鞍樓壱間四尺四方

一、鐘樓壱間三尺老間四尺

一、材木小屋三間六間

一、井戸家五尺四方

一、所化部屋 梅小路 桜小路 楓小路 柳小路 無門小路

一、一切経蔵三間四面銅葺

廻り物瑞籬 但し五間四面

一、文句義論所 三間ニ七間半

一、妙見社 式間ニ内陣式間四面鳥居

一、玄義論談所

一、橋門 式間ニ長九間

一、所化部屋 松小路 藤小路 竹小路

一、妙見社 式間ニ内陣式間四面鳥居

一、七面社 式間ニ三間内陣九尺四方鳥居

一、総門 式間武尺銅葺袖両方老間四尺也

一、石坂幅式間老尺長四間二尺武拾老段

一、御朱印制札場 四尺ニ一間一尺

一、食堂四間半 三間ニ五間之曲リ附

一、浴室式ヶ所

一、教藏院六間ニ拾六間玄義寮ニ御座候

一、表門

一、所化部屋 四軒小路

一、裏門

一、松崎小路 野路小路

一、裏門

一、大講堂安置之尊像

兩尊积迦

元禄甲戌正月造立 施主近山五郎右衛門

一、楨小屋武間四間

一、堂番部屋二間ニ三間

一、裏門石坂百武拾段

一、大講堂南向九間ニ拾間

一、大廊下式間ニ八間

一、中廊下老間ニ八間

一、書院四間ニ六間

一、學問所三間ニ五間

一、庫裏九間四方

一、対面所四間半ニ九間半

一、井戸家老間武間

一、裏門

一、堂番部屋二間ニ三間

一、楨小屋武間四間

一、堂番部屋二間ニ三間

一、三寶尊像但し中尊首題

兩尊积迦

元禄甲戌正月造立 施主近山五郎右衛門

- 一、四菩薩四躰
一、文殊普賢 二躰
- 一、立像枳迦牟尼仏壇躰
一、座像枳迦牟尼仏壇躰慶之作寄進主近山氏女性恵性院妙達日修 当山三十世日解代納ル
- 菊御絞附
- 一、今上皇帝宝祚万々歳 禱牌
- 一、征夷大將軍武運長久 禱牌
- 一、從 権現様 御当家 御代々 尊牌
- 一、日蓮大菩薩日朗菩薩日像菩薩御靈骨宝塔厨子入
台徳院様御台様御國様為御祈禱御造立也
- 一、鬼子母神羅刹女
- 一、天台大師之像
- 一、開山日尊上人之像
- 一、日遠上人之像是日遠現在之時蒙養珠院様命大仏師康興造立之日遠見之甚能相似候と依之惠性院女性当山江寄進之者也（日遠上人の像 これは日遠現在の時、養珠院様の命を蒙り、大仏師康興これを造立す。日遠これを見て 甚だよく似候と。これにより 惠性院女性当山へ寄進の者なり。）
- 一、四天王四躰
一、日蓮大菩薩之像
- 一、日蓮大菩薩壇体厨子入
一、妙見宮式社七面宮壇社三社共ニ養珠院様御造立神前禱牌写
- 当山鎮守三社再興之意趣者為
- 右兩鄉 御母公 養珠院妙紹日心大姉
紀州亞相源頼宣鄉 水戸黃門源頼房卿
武運長久子孫繁栄也 功徳主
重修栄主 紀州頼宣卿
- 一、日蓮大菩薩 真筆
右弘安三年大才庚辰四月八日上總国江使之時
天目江授与之御本尊也
- 一、三社右灯籠 奉寄進下總国飯高郷妙雨山法輪寺鎮守
南無妙見大菩薩御前 養珠院日心
- 寛永十七庚辰初秋吉日
- 一、五条袈裟 八ツ
右兩様裏書
下總國飯高談所妙雲山法輪寺常住物
施主源氏女養珠院妙紹日心 当山十世日明代
- 一、法華一宗門最初の根本飯高檀林最初起立は妙雲山法輪寺と申し候ところ、神君様御判物下し置かれ候節 飯高寺と御染筆遊ばし下し置かれ候につき、飯高寺と相唱え

申し候

一、天正のはじめ 隣村飯塚村と申す所にて叡山の学匠要行院日統と申す僧 五七輩の僧を集めて法華經講釈致し居り候ところ、日を追聴徒大勢に相なり候事故同叡山にての同学に教藏院春陽日生と申す僧を呼びよせ、同法華經講釈仕り罷りあり候。然るところ 天正七己卯年三月七日要行院日統遷化、これにより日生飯塚村にて講釈仕り居り候ところ、身延日新 神君様より飯高村を法華宗門の檀林地に拝領仕り候由 これを承り大喜びのあまり、飯高村へ引き移り候ところ、来集の僧徒も同様罷り越し候につき、法華宗義の講釈仕り居り候。然るところいよいよ檀林に相成り候につき 日を追って学徒群集仕り候。これにより 京都より蓮乗院文甫日尊と申す学匠を呼び下し、開山祖に招請仕り、法華文句講釈相勤められ候。開講の祖日生、開山の祖日尊、中興日遠 この三師格別に山内にて崇敬仕り候。

二、玄義開講之祖

教藏院日生

一、文句最初講釈開山

蓮成院日尊

化
慶長三戌年退山同五子年池上入山同八卯三月十六日遷

一、飯高十五世 水戸久昌寺中興開基

水戸三昧堂能化
智寂院日省上人

一、飯高三十八世 水戸三昧堂能化

妙玄院日等上人

一、飯高四十五世 円光院日橋上人

一、第二世 法雲院日道
一、第三世中興 心性院日遠
諸部講釈之次第并座階等物而諸式目之定法華一宗門諸

檀林共ニ日遠飯高ニ而最初定候通りニ御座候

一、日遠廿八歳之時飯高能化下関之砌

東漸今 將転法輪

大千經卷破微塵

此翁若行成道果

天下總応無等倫

建仁寺祐長老

餞

日遠飯高能化

一、第四世 惠雲院日円

飯高學徒群集ニ付中村檀林開

一、小西檀林開山 通応院日祐茂

飯高檀林開講之祖教藏院日生之弟子

一、飯高第九世 禅那院日忠上人

水戸久昌寺開山

一、飯高十五世 寂遠院日通上人

水戸久昌寺中興開基

智寂院日省上人

一、飯高三十八世 水戸三昧堂能化

妙玄院日等上人

一、飯高四十五世 円光院日橋上人

水戸三昧堂能化

一、飯高四十七世

水戸三昧堂能化

一、飯高七十九世

水戸三昧堂能化

定明院日理上人

妙心院日暢上人

蕉雨軒 普潤庵 心月庵 摂心庵
天華庵 東漸庵 清漸軒 神足庵

陸雲軒 聚景庵 珠玉庵

衆寮物計五十九軒

所化部屋惣計百廿五軒

山内南北八町余 東西五丁余

右者今般御尋ニ付荒増申上候 以上

右は三昧堂玄義能化 御頼につき一ヶ年首尾よく相勤

め、御暇下され 飯高へ罷り帰り、猶又勤学仕り 後に

身延三十四代日裕と申し候者は 右竜海に御座候

享和三癸亥四月 上座印 飯高寺印

小石川

寺社

御奉行所

右は水戸様より御尋ねにつき書き上げ候。

当役 貞允代

閏正月恭明師当役の砌、駒込大乗寺より申し来る。同

三月九日順榮師当役の節、又候て、大乗寺より申し来る。早速拙子三老の砌より認懸り候へども、急に出来かね、拙子当役に相成り 四月十七日これを飛脚に立て駒込大乗寺へ差し出しこ候。

筆者 当役 貞允代

印 貞允代

大徳庵

幽玄庵

杉山寮

竹亭

向城庵

高松庵

桐陰庵

常照庵

慈竹庵

大久庵

幽谷庵

待曉庵

大有庵

智德庵

印

竹月庵

梅村庵

竜門庵

樹扇庵

容光庵

条江庵

称心庵

悟真庵

隨真庵

智足庵

印

恭寿庵

研珠庵

常寿庵

大慈庵

松影庵

天珠庵

雷石庵

不二庵

智足庵

印

松壽庵

松和庵

盤龍軒

大民軒

水門庵

桃源舎

印

榮寿庵

清松庵

竜華庵

杉山寮

印

(2) 御朱印・鐘名・地図

家康御朱印状（写）

飯高寺鐘銘
根本檀林

寄進 飯高寺

下總国匝嵯郡

三拾石事

右如先規令寄附訖殊

寺中可為不入弥守此旨依法
相続不可有怠慢者也仍如件

大日本國總之下列
匝嵯郡飯高寺
鐘銘并序

天正九年辛卯十一月 日

大納言

源朝臣

（花押）

妙雲山者吾宗學舎之最法門
竜象依而生處也然匝嵯微簿
頗似不應仍講主及學徒傷之
処々勸老少士女以彼檀功新
鑄此蒲牢以備万代齋講之全
器伏乞

王臣万民皆歸妙法自他俱